

尼都計第 4940 号  
令和 3 年 2 月 1 日

尼崎市都市計画審議会  
会 長 様

尼 崎 市 長  
稲 村 和 美



尼崎市議案第 17 号  
阪神間都市計画防火の施設の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法  
第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上  
(都市計画課)

# 計 画 書

## 阪神間都市計画防火の施設の変更（尼崎市決定）

都市計画防火の施設中 1 号神田防火水槽、2 号西本町防火水槽、3 号杭瀬防火水槽、4 号塚口防火水槽、5 号武庫川防火水槽、6 号神田地区防火水槽、7 号潮江地区防火水槽、8 号杭瀬第二防火水槽、9 号七ツ松防火水槽、10 号猪名寺防火水槽及び 11 号難波防火水槽を廃止する。

# 理 由 書

本施設は、市内の密集市街地における防災性の向上を図るため、昭和 27 年から昭和 29 年に防火水槽として都市計画決定したものであるが、現在は、消防法等に基づき、一定の開発規模に応じて消火栓等の整備が進められたことで、都市計画決定された防火水槽に代わる施設が確保されている。

また、本施設は、設置から 65 年が経過しているため老朽化が著しく、防火水槽としての継続的な利用が不可能な状態であり、かつ公道下に設置されていることから崩落等による重大事故発生の危険性が危惧される状況である。

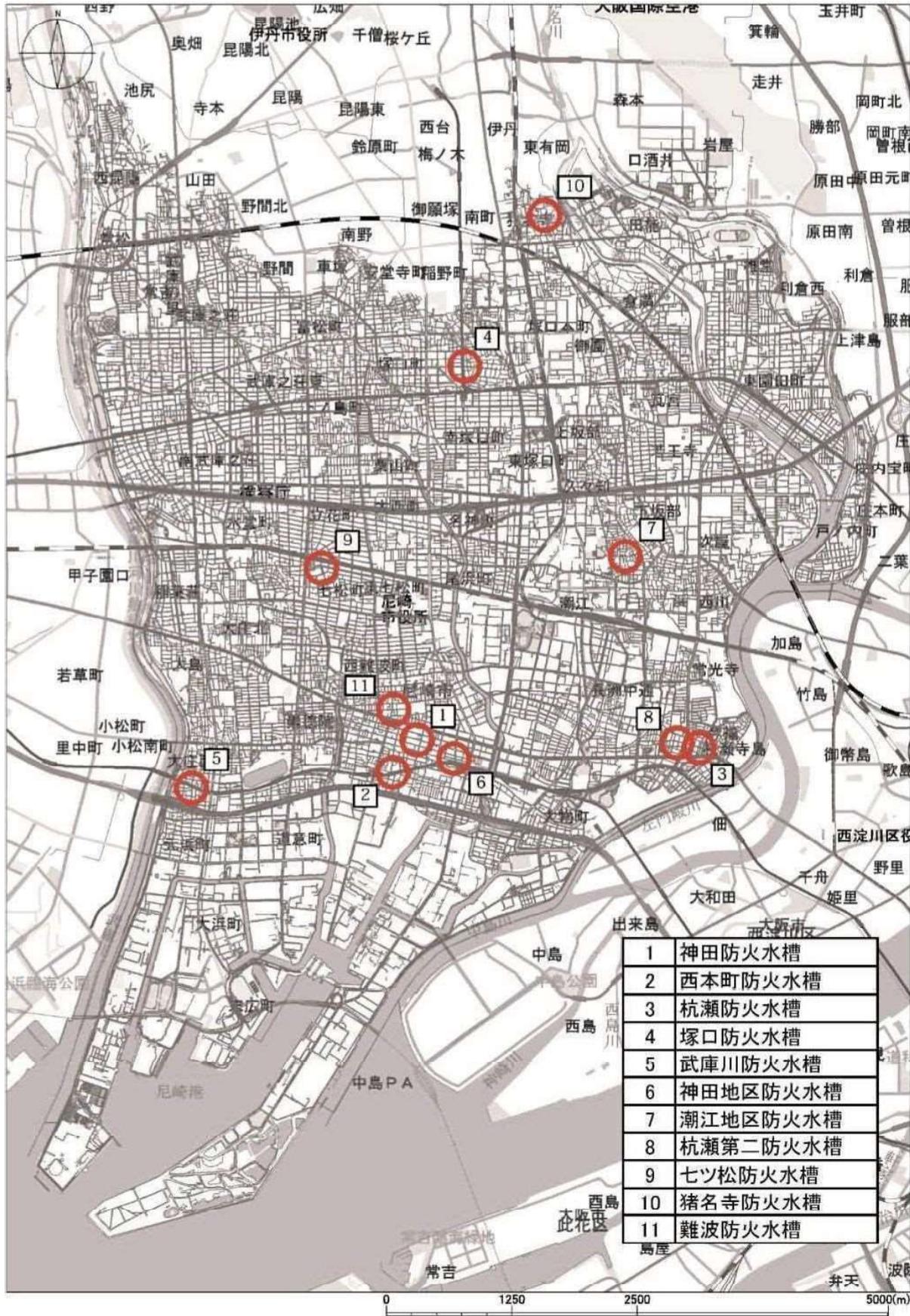
以上のことから、阪神間都市計画防火の施設を廃止するものである。

## 変 更 前 後 対 照 表

変更	名 称		位 置	容 量	面 積
	番号	施設名			
変更前	1	神田防火水槽	尼崎市神田4丁目	40 m <sup>3</sup>	5.95 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	2	西本町防火水槽	尼崎市西本町7丁目	40 m <sup>3</sup>	5.95 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	3	杭瀬防火水槽	尼崎市杭瀬高田	40 m <sup>3</sup>	5.95 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	4	塚口防火水槽	尼崎市塚口西ノ口	40 m <sup>3</sup>	5.95 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	5	武庫川防火水槽	尼崎市武庫川町2丁目	40 m <sup>3</sup>	5.95 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	6	神田地区防火水槽	尼崎市神田中通3丁目	41 m <sup>3</sup>	29.25 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	7	潮江地区防火水槽	尼崎市潮江大宮	41 m <sup>3</sup>	29.25 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	8	杭瀬第二防火水槽	尼崎市杭瀬古樋	41 m <sup>3</sup>	27.25 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	9	七ツ松防火水槽	尼崎市七ツ松橋	41 m <sup>3</sup>	27.25 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	10	猪名寺防火水槽	尼崎市猪名寺	41 m <sup>3</sup>	27.25 m <sup>2</sup>
変更後					
変更前	11	難波防火水槽	尼崎市昭和北通7丁目	41 m <sup>3</sup>	27.25 m <sup>2</sup>
変更後					

# 阪神間都市計画防火の施設位置図（令和2年度）

縮尺 1 : 50000





凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	
----	--



凡例

削除	
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---



凡例

削除	■
----	---